

● 学術法人法（仮称）制定の動きに関する報告 ●

社団法人日本工学会（会長 石川六郎日商会頭）では学術団体の活性化のためには、学協会はもとより、学協会会員への国民的支援が必要であるとの認識から日本工学アカデミー（会長 向坊隆 元東京大学総長）と連名で平成3年10月31日付文書「学術法人法（仮称）制定への要望」を政・官・産各方面に広く配布した。

この運動に参画したのは177学協会（会員数70万4千人強）であり、本会は幹事学協会として推進に当たった。

また、平成3年11月27日には、日本工学会主催で<70万人科学者技術者代表集会>「基礎研究の振興と工学教育一大学の改革と学術法人活性化を目指して—」が開催され、前外務大臣中山太郎氏（国際技術戦略研究会会長）をはじめ、政・官・学・産から400名を超える出席者を得て白熱した意見が交わされた。

上記要望書には、現在我々学協会の置かれている窮状および解決策が簡明に述べられているので、下記にその全文を掲載する。

学術法人法（仮称）制定への要望

わが国の繁栄の基盤を支える科学者・技術者が所属する学会・協会（以下、学協会と略す）および日本工学アカデミー会員の総意として、「学術法人法（仮称）」を制定されることを要望致します。

日本工学会は、現在79学協会、会員総数約55万人を傘下に持ち、明治12年の創立以来、日本の工学全般の振興に努力して参りました。また日本工学アカデミーは、科学者・技術者の立場から、国際的視野に立ってわが国独自の創造性ある工学及び技術の創立とその基礎となる基礎研究の推進のために、先進諸国の科学・工学アカデミーと協力して、活動を進めております。日本工学会と日本工学アカデミーは、協力して学協会のあるべき姿とその活動の活性化について177学協会（会員総数約70万人）とともに検討して参りましたが、このほど学協会への国家的支援が不可欠であるとの結論に達し、以下の理由により学術法人法（仮称）の制定を要望するものであります。

1. 学協会の生い立ちと活動

わが国は、今や欧米先進諸国へのキャッチアップを遂げ、今日では全世界からわが国の科学と技術に対して大きな期待が寄せられるようになりました。

科学と技術における新知識の創造は、科学者・技術者各人の全人格を賭けての探究によってなされます。従って、科学者・技術者が自らを磨きかつ討議する中で未知の知識を探り発表することによって世に主張を問い合わせ、同じ志を持つものが相求めて集うことが必要となり、さまざまな学協会が生まれてきました。

科学と技術の学協会は、こうした努力をする人々に活躍しやすい環境と風土を作り、社会へ貢献するための論文誌の発行、研究委員会の設置による調査研究、学術発表と討論、国際交流、一般社会への科学技術知識の啓蒙などの活動を行っていますが、それも高度の知識を持つ個人会員が、学協会の役員あるいは委員等としてボランティアで知恵を出し合って運営し、ようやく成り立っているのが現状であります。

2. 日本工学会の活動と学協会の窮状

欧米先進諸国では、王立アカデミーや科学アカデミーのように、それぞれの国家や王室、強力な財團などの支

援のもとに学協会活動が支えられています。

日本工学会もその設立にあたって、当時の皇室の巨額の御下賜金で設立された経緯があります。日本は、第二次大戦によって経済的に没落致しましたが、その時に失われた学協会活動への強力な経済支援という戦前の社会システムも、同時に失われたまま今日に至っています。

今日のように繁栄した社会を迎えて、日本が科学技術による国際貢献を求められる時、産業社会の繁栄の果実が、未来を築くために献身する人々に還元される社会メカニズムが必要となっています。それによって科学者・技術者は、より意欲的に社会へ貢献することができるようになると思います。

知的財産権制度はその一つであり、わが国でも世界の先進諸国と整合性のある制度へと改革されました。

日本工学会は、日本歯科医学会・日本農学会・日本薬学会と協力し、科学者・技術者の全人格を投入した成果に対して全世界からアプローチできるための障壁を減らす意味で欧米先進諸国で行われているような著作権集中処理システムを作り、それを機能させるために多くの学協会の賛同を得て、学協会著作権協議会を平成2年12月に設立致しました。これによって約60万人の科学者・技術者の著者権の集中ができ、日米交渉などで日本へ要請されていた科学技術文献への迅速なアクセスを開くために必要な著者権問題に応えられるようになりました。

申しますまでもなく、学協会活動の成果は、それに参画するメンバーにのみ帰属するものではありません。学協会の活動を通じて促進され普及される科学技術の研究成果は、社会の隅々にまで広範にその効果をもたらします。この意味で、学協会の事業は、きわめて外部効果の大きい公共性の高いサービスであります。

高度情報化社会となって、科学技術があらゆる社会制度とかかわりを持つようになり、学協会も社会とのかかわりの中でその活動が増大しつつあります。このような状況下で学協会活動は、これまでのように一部の個人会員のボランティア活動で支える範囲を超えるようになりました。同時に、科学技術の国際的な広がりの中で日本に寄せられる期待の大きさから、学術交流の動きは急速に拡大しています。これに対して、学協会は、利益インセンティブのない学術を取り扱う業務経費増のために財務的に押しつぶされ、新しい時代への要請に対する社会

的対応が困難になっております。

3. 国際社会の中での学協会の役割

新しい国際秩序の形成が模索される時代にあって、日本の果たす役割の中で科学と技術は重要な意味を持っております。こうした中で、学協会の果たしている役割には次のようなものがあります。

(1)新しい知識は学術論文として刊行され、研究者同士の交流によって知的創造が啓発されます。こうした地道な基盤作りは学協会の役割であり、欧米から批判されている基礎科学知識のただ乗りに反論するためにも、基礎研究の充実と共に、迅速な知識伝達のために、このようなインフラストラクチャーの整備も大切なものです。

(2)高等教育は、人材育成のため国民に科学技術の知識と技能の基盤を提供することと、新しい科学技術を創造する研究をするという二つの場であると思います。これに対して、社会へ出た高等教育習得者に対する継続教育と、新知識の普及及び社会利用の促進という役割を、学協会が担っているということをも認識していただきたいと思います。

(3)さらに高度技術化社会の到来においては、科学技術知識をどのように社会へ還元するかということが重要となりました。そのために、国民全体に科学技術知識の浸透を図り、更に工学教育への認識を深めるための広報活動も必要となっています。また、日進月歩の新知識とその応用に関して、社会人は生涯教育を必要としております。これらの人々に、知識に近づく場を提供することも学協会の役割となっております。

4. 学術法人法(仮称)制定への要望

以上に述べたとおり、わが国の繁栄は多くの科学者・技術者の努力によるところが大であること、それを支える学協会の活動を推進するためには国家的支援が必要であることの状況を認識していただき、併せてさまざまな機関や心ある人々が容易に学協会に対して経済的支援ができるように、税制を初め学協会に対する諸制度の大変な見直しを要請するものであります。その細目は、「学術法人法制定にあたっての要望事項」として添付いたしましたので、ご検討いただければ幸甚です。

学術法人法制定にあたっての要望事項

1. 学術法人の定義について

日本学術会議に登録されている学協会

2. 学術法人法制定のねらい

民法第34条にもとづく社団法人に、新たなカテゴリーとして学術法人を規定することによって、学会に期待されている活動がより円滑に、かつ有効に行われるようになる。

3. 学術法人法制定にあたっての要望事項

(1)学術活動に対する国からの補助金・助成金の強化

1)論文誌の刊行助成

多くの学協会は学会誌のほか論文誌を発行しているが、論文誌は購読者が限定されるため、採算を度外視した出版が続行され財政を圧迫している。論文誌への論文

発表は厳密な審査、評価が行われており、各研究者の研究業績は客観的にかつ公正に評価された公共財の一つと言える。従って、国として応分の刊行助成が望ましく、研究者個人の掲載料や乏しい学会財政の犠牲の上で刊行を継続するのは困難である。論文誌への大幅な刊行助成を要望する。

2)国際化に対応する学協会活動への助成

a)外国語による論文誌の刊行助成

国際化時代への対応のための海外誌を発行している学協会数は激増し、その多くは文部省の科学研究費(研究成果公開促進費)を受けて発行している。しかし、助成の金額に厳しい制限がある上、海外論文誌を販売して、経費を回収することができないことから、年々論文誌の出版事業が困難になりつつある。これが科学技術情報の国際化を阻害している。外国語による論文誌の刊行助成および情報伝達について根本的な見直しと助成が必要である。

b)主として発展途上国への学協会誌・論文誌等の寄贈に対する補助

発展途上国では日本の科学技術情報を必要としているが、実際問題として学協会誌・論文誌を購入することは、経済的にも不可能に近い。そこで、ODAと同様に、科学技術情報活動に対して政府が支援することが必要である。

(2)税制面での要望事項

今般、学術法人法を制定するにあたっては、税制面についても見直しをして、学術団体が活動しやすい税務行政が行われるよう願うものである。

大部分の学協会では、出版事業、講演会等の諸事業を実施しているが、税務上はそれらの大部分が収益事業と認定され、法人税課税の対象となっている。しかし、一方で学協会は、科学技術知識を広く一般国民へ浸透すべく公益活動を行っており、上記事業による収益をその公益活動に投入している。従って、法人税の緩和を要望する次第である。

(3)学術法人への寄付金

現行制度では、個人による寄付については、①国または地方公共団体に対する寄付金、②指定寄付金、③特定公益増進法人に対する寄付金等、が特定寄付金であり、これ以外は課税所得から控除されない。学術法人への個人の寄付は、学術法人が広く一般国民を対象とした公益活動を行うものである限り、課税所得から全額控除されるよう要望する。また、企業からの学術法人並びに学術法人が主催する国際会議への寄付については、全額を損金に算入できるよう特例措置を要望する。

(4)学協会刊行物と郵便料金

第三種郵便物および第四種郵便物の規定による適用には、重量制限、最低発行部数の制限という学協会にとって割り切れない制限がある。しかし、学協会といった一側面からだけで郵便法第23条および第26条の規定の改正を要望することはできないことから新たなカテゴリーとして、「学術法人に該当する学協会の刊行物に対する郵便料金」の規定を創設することを要望する。その

内容は次のような事項を考慮されることを要望する。

a) 学術法人が定期または不定期に刊行する科学技術に係わる学会誌、論文誌、会報講演予稿集、研究報告書、科学技術講座、テキスト、その他の図書・刊行物等に対する新たな郵便料金の設定。

b) これら刊行物の重量制限や最低発行部数制限のない制度の創設。

海外学協会（学術諸団体）における免税の実情

米、英、独、仏などの先進諸国及び韓、中など工業開発途上国9か国24学協会を対象に、その主とする収入源と学協会および法人、個人の会員が、学会活動の中で受ける税法上の特典についてアンケート調査を行った。

欧米の先進工業国の学協会は、公益的かつ学術的な諸活動に伴う収入に対して、日本に比べて明らかに多くの税法上の優遇措置を受けており、それによって得られた利益は、目的とする公益的活動をさらに広げるのに使われ、結果的に学協会は少ない資金で、学術の振興、科学の進歩並びに教育・啓蒙などに関し、社会により大きな影響力を及ぼしている。学術団体が受ける税法上の措置は、一国の中でもその公益的活動の程度や国、州、市などその税を管轄する政府などによって当然差が生ずるが、標準的な大きさでかつ標準的な学術活動を行っている学協会を比較して次のようなことが言えよう。

まず例を米国にとるならば、米国の税制においては次の三種の税が主要なものであるが、これらについて、議会によって設立を認められた非営利の科学・教育団体の学協会は多くの免税の特典を受けている。

(1) 純収入にかかる連邦税および州税

(2) 小売の段階において製品にかかる州税および市/郡税

(3) 土地およびその土地に立つ建物の価値にかかる市または郡税

アメリカ合衆国の国税法で501(C)(3)にあたる組織とされた多くの学協会は、認可の規準に照らして“正規”的な活動と考えられる事業から得られる純収入に関しては、(1)の連邦税および州税の支払いを免除される。“正規”と認められる事業には、会誌、論文誌の発行、科学・教育関係の書籍の出版、テープ、CD、データベース、コンピューターソフトの販売、年会、講演会、展示会の開催などが含まれる。これらの事業の所得総額が支出総額を上回って実際に純収入が生じていても、この純収入に対する連邦税はかけられない。州税については、各州によって状況は異なるが、多くの州について州税はかけられていない。郵便については、15%の郵送料の割引きを受けている。

(2)については、上記団体の雑誌や出版物の購読者及びサービスを受ける者は、販売税の対象にならない。

(3)については、連邦政府によって非課税となった財産も、州、地方によっては課税されることもあるが、多くの学協会は科学的、学術的団体として土地建物に関して税は免除されている。

英国は多くの学協会が勅許状およびその修正条項によって規定され、公益的活動の範囲内で得られたものである限り、その収入は米国と同様に所得税または法人税の対象にならない。これらの活動の中には、週刊誌、月刊誌、旬刊誌などの出版、諸会議、セミナーの開催、書籍と学習雑誌の出版などが含まれる。書籍の出版に関しては、学協会とは別の組織（会社）がその事業を行っていることもあるが、その場合も会社が慈善的寄与としてその事業収益を学協会に寄与することにより、結果的には課税されない。金融収入などにかかる源泉税も返還を請求できる。土地建物に課せられる税金は、公益活動に使用するものは法定税額の80%が免除される。

独、豪などの学協会と米英とほぼ似たような条件下にある。

韓国は科学技術の振興を国策としているためと推定されるが、学協会に対する国の補助金額が大きい。また税体系の整備も先進国にならって進めているようである。中国および今回調査の対象としたその他の開発途上国では、個々にみると諸種の優遇策もみられるが、全体としての整備は今後の課題として残されているようである。

次に学術団体に対する寄付金の扱いについてアンケート結果を要約すれば、いずれの国においても学協会は企業または個人の寄与が収入のかなりの部分を占めているが、米独では学術的な目的に対する寄付金は寄付者の所得から控除される。英國でも寄付には課税されないか、あるいは課税されても寄付を受けたものがその還付を求めることができる。

学術団体に属する会員個人については、米、英、独、豪、韓などの諸国においては会員は所得税法上の特典を有しており、税制体系の違いもあるが、会費や国際会議の参加費などは所得から控除されるか、あるいは実質的に課税されていない。結果として会員は経済的に少ない負担で活発な学会活動を行うことができ、学術、技術の進歩に対してより大きく貢献している。学会活動は少なからず会員の社会に対する奉仕精神に負うところが多いが、日本の現今の税制はこれを阻害している。

日本の学術団体に対する税制上の優遇措置は昨今は学術団体に対する特定公益増進法人の認可に見られるように改善されつつあるが、欧米の工業先進国にくらべてまだまだその規模が小さい。今後日本が世界の科学技術の進歩に対して遅れをとらず、国際社会で主導的立場を築くためには、税制面での抜本的改善を図ることが強く要望される。

学協会刊行物と郵便料金について

1. 学協会における定期刊行物、不定期刊行物の郵便料の現状

学協会は、目的を達成するための事業の一つとして、論文誌、学協会誌等を定期刊行物（週刊、旬刊、月刊、季刊等）として、また不定期ではあるが、研究報告書、各種科学技術講座、テキスト、その他学術図書等を刊行している。これらの刊行物は科学技術の情報伝達の手段

の一つとして、学協会の会員または会員以外の科学者・技術者等に有償で郵送しており、郵便料金は学協会にとっての関心事である。現在の刊行物に関する郵便料金の取扱いは、次のとおりである。

a) 定期刊行物は「第三種郵便物または第四種郵便物」料金を適用

多くの定期刊行物は、郵便法第 23 条および第 26 条の規定に該当するものとして、郵便法第 21 条および第 22 条に規定する第一種郵便物または第二種郵便物の料金より低い料金の恩恵を受けている。

b) 不定期刊行物は「第一種郵便物または郵便法第 30 条に規定する小包郵便物」料金を適用

学協会が不定期に刊行する研究報告書、各種科学技術講座、テキスト、その他学術図書等は、会員および会員以外の科学者・研究者が必要とする図書であるが、郵便料金については「第三種または第四種郵便物」料

金よりかなり高い料金になっている。

2. 「第三種または第四種郵便物」に関する制限が学協会に及ぼす影響

前記 1. a) のように、定期刊行物は郵便料金の特典は受けているものの、第三種郵便物または第四種郵便物には、重量制限および最低発行部数の制限という、学協会にとって割り切れない制限があることも事実である。

科学技術の進歩は日進月歩であり、科学者・技術者の研究範囲は拡大の一途をたどって、学協会に発表される論文数はますます増加している。同時に学協会が刊行する定期刊行物はページ数を増し、重量制限に直面することになる。反面、専門分野が新設され、細分化の方向にある。新分野の専門家は少数グループのため、定期刊行物の発行部数は少なく種類は増加するといった傾向にある。ここで最低発行部数の制限に突き当たるのである。



訂 正

技術解説「JSS 200-11 (炭素定量専用鋼)」(鉄と鋼, 77 (1991) 12, N679) に誤りがございましたので、次のとおり訂正させていただきます。訂正箇所はゴチック体で示しております。

事務局の校正ミスにより皆様にご迷惑をおかけしたこと深くお詫び申し上げます。

N679 左欄上から 7 行目	100 ppm
〃 左欄上から 14 行目	60 ppm
〃 左欄下から 8 行目	60 ppm
〃 右欄上から 8 行目	60 ppm
N680 右欄上から 9 行目	56 ppm

表 1 JSS 200-10 (炭素定量専用鋼試料) の粒度分布と炭素含有量

粒度 (μm)	粒分百分率 (%)	炭素含有率 (ppm)	炭素含有量 ($\mu\text{g}/\text{試料}$)
-1200	14.86	55	8.173
-1000	79.93	55	43.962
-500	4.01	65	2.606
-350	1.16	81	0.940
-250	0.04	373	0.149
計			55.830

表 2 JSS 200-11 (炭素定量専用鋼試料) の炭素含有率認証値決定分析値と解析結果

分析室	炭素含有率 (ppm)			
	w_1	w_2	\bar{w}_{12}	R
A	58	53	55.5	5
B	53	54	53.5	1
C	57	56	56.5	1
D	56	55	55.5	1
E	58	59	58.5	1
F	57	55	56.0	2
G	54	55	54.5	1
H	58	58	58.0	0
I	60	60	60.0	0
J	54	55	54.5	1
K	58	56	57.0	2
\bar{w}			56.3	$\bar{R} 1.3$
σ_w			1.33	
$\sigma_{\bar{x}}$			1.94	

w_1 : 独立 2 回分析の 1 回目の測定値 R : 各分析室の範囲

w_2 : 独立 2 回分析の 2 回目の測定値 \bar{R} : 範囲の平均

\bar{w}_{12} : 独立 2 回分析の平均値 \bar{w} : 総平均値

σ_w : 室内標準偏差 $\sigma_{\bar{x}}$: 室間標準偏差